

格トスル修業年限四年ノ中等學校第三學年ヲ修了シタル者(注
高修三年ノ中等學校ハ卒業シタル者トス)

(3) 高修ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年ノ女子中等學校(夜
間ニ於テ授業ヲ行フモノヲ除ク)ノ第二學年ヲ修了シタル者

二、志願者心得又ハ生徒募集案内ノ記載事項ニ關スルコト

(1) 受験者ノ入學試驗場ニ於ル携帶品ニ付テハ從來ノ例ニ鑑ミ學
校ニ於テ適宜指示セラレタキコト

(2) 生徒募集要項官報告示事項中無試驗檢定期日等(口頭試問及
身體検査等モ含ム)ニ關シテハ官報登載事項制限ト睨ミ合セ省
略セルニ付右事項ハ志願者心得等ニ掲載セラレタキコト

(例規集 昭和十三年七月 教務課)

發專三〇號

昭和十九年一月二十九日

文部省專門教育局長

東京音樂學校校長殿

明年度入學者選抜ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ目下夫々御配意中ノコトト存セラルモ、之ガ決
定ニ當リテハ年齢ノ如何ニ關係ナク眞ニ國家有用ノ人物タルベキ優
秀ナル者ヲ選抜スル様御措置相成度苟モ徵兵年齢低下等ノ措置ヲ考
慮シ年齢ノ比較的若キ者ヲ優先的ニ選抜スルガ如キコトナキ様特ニ
御留意相成度此段爲念及通牒

(例規集 昭和十三年七月 教務課)

(十) 試業に関する注意(昭和十九年二月)

昭和十九年二月三日起案

試業ニ關スル注意

一、病氣ソノ他止ムヲ得ザル事故ニヨリ受験不可能ノ場合ハ豫メソ
ノ旨届出ズベシ

一、警戒警報又ハ空襲警報發令ノ場合ハ試験ヲ中止ス

一、警戒警報解除後本校ニ異状ナキ場合ハ試験ヲ續行ス、生徒ハ直
ニ登校シ係教官ノ指示ヲ受クベシ

但シ午後五時以後ノ場合ハ翌朝午前八時マデニ登校シ指示ヲ
受クルコト

右ノ場合電話ニヨル照會ヲナサザルコト (手書き)

(例規集 昭和十三年七月 教務課)

(十一) 学徒の軍事教育教化要綱(昭和十九年二月)

發體二八號 昭和十九年二月八日

文部 次官

教育ニ關スル戰時非常措置方策ニ伴フ学徒ノ軍事教育強化要綱

(ニ關スル件)

第一方針

現戰局ニ對處シ徵兵適齡低下ニ即應セシムル爲學校ニ於テ軍事教育
ヲ強化シ一層基礎訓練ノ徹底ヲ圖リ特ニ大學高等專門學校ニ在リテ
ハ更ニ指揮能力ヲ向上セシムルト共ニ特別訓練ノ強化ヲ圖リ以テ當
面ノ戰爭遂行力ノ増強ヲ期ス

第二要領

一、教育内容